

議 第 5 号 議 案

指 定 管 理 者 制 度 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て
指 定 管 理 者 制 度 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書 を 別 紙 の と お り 、 富 士 見 市 議 会 会 議 規 則 第
1 3 条 の 規 定 に よ り 提 出 し ま す 。

令 和 8 年 3 月 1 3 日 提 出

富 士 見 市 議 会 議 長 勝 山 祥 様

提 出 者 富 士 見 市 議 会 議 員 川 畑 勝 弘

賛 成 者 同

提 案 理 由

指 定 管 理 者 制 度 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書 を 地 方 自 治 法 第 9 9 条 の 規 定 に 基 づ き 国
会 及 び 政 府 に 対 し て 提 出 す る た め 、 こ の 案 を 提 出 し ま す 。

指 定 管 理 者 制 度 の 見 直 し を 求 め る 意 見 書

地方自治体が設置する公の施設の管理運営を民間事業者等に委ねることができる指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを活用し、効率的かつ柔軟な施設運営を図ることを目的として運用されてきた。

しかしながら、近年、福祉や教育といった公共性の極めて高い分野において営利企業の参入が進む中で、サービスの質の確保や継続性、地域との関係性について懸念の声が寄せられている。

また、これらの施設は住民の基本的な人権や生活の質に深く関わるものであり、単なる効率性やコスト削減のみを重視した運営には慎重な対応が求められる。

現在、指定管理者制度の運用については各地方自治体の判断に委ねられているが、福祉や教育など公共性の高い分野における施設運営の在り方については、国として一定の方向性を示すことも重要であると考えます。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 福祉施設や教育施設等、公共性の極めて高い施設における指定管理者制度の施設運営の在り方について、利用者の権利保護及びサービスの質の確保の観点から検討を行うこと。
- 2 営利企業が指定管理者となる場合においても、サービスの質や継続性が十分に担保される制度の在り方について検討すること。
- 3 上記の検討を踏まえ、必要に応じて地方自治法第244条の2に規定する指定管理者制度について、法改正を含めた制度の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣

様
様
様
様
様
様